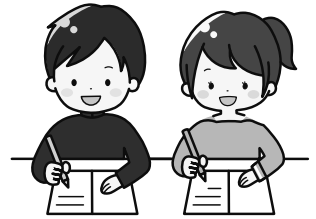


# 令和5年度 諏訪市放課後児童クラブ 入所案内



## 4月（年度当初）からの利用 申し込み受付スケジュール

対象	申し込み期間	申し込み場所	受付時間
新1年生	令和5年1月5日（木）～1月12日（木）	教育総務課 青少年係 （諏訪市役所4階）	平日 8時30分 ～ 17時00分
新2年生 以上	令和5年1月17日（火）～1月25日（水）		

・1月6日（金）・1月11日（水）・1月20日（金）・1月25日（水）の4日間は、午後7時00分まで受け付けます。

・午後6時以降は市役所正面玄関が施錠されるため、庁舎東側職員玄関よりお入り下さい。

◎児童クラブの利用は、年度ごとに申し込みが必要です。

◎手続きが無い場合は、年度末で自動的に退所となります。

## 年度途中からの利用 …10ページへ

◎入所は原則月1回毎月1日から（1日が休日の場合は最初の開所日から）

# 目 次

1	放課後児童クラブの目的	1
2	対象児童および利用の要件	1
3	児童クラブの休日	1
4	児童クラブの開設日および開設時間	1
5	児童クラブ開設場所	2
6	利用区分および利用料（保護者負担金）	2
7	保険料および傷害保険について	3
8	児童クラブ指導員について	3
9	児童クラブのルールについて	3
10	学校登校日のクラブの生活スケジュール	3
11	欠席連絡について	4
12	児童のお迎え、帰宅について	4
13	感染症、投薬等について	4
14	急病および事故の対応について	5
15	申込内容の変更および年度途中の退所について	5
16	入所の取り消しについて	5
17	自然災害等の緊急時の対応について	6
18	児童クラブ利用中に問題が発生した場合	6
19	成長、発達に心配のある児童の方へ（放課後デイサービスの利用等）	7
20	学校休業日・土曜クラブの利用について	8
21	学校休業日・土曜クラブの利用申し込みについて	8
22	学校休業日・土曜クラブの生活スケジュール	9
23	学校休業日・土曜クラブの持ち物について	9
	児童クラブ申し込み手続き	10
	入所承諾から入所まで	11
	入所申込書記載例	12、13

## 1 放課後児童クラブの目的

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、下校時から夕方まで適切な遊びや生活の場を提供して、児童の健全な育成を支援することを目的として開設しています。

保護者とは、子どもの両親、66歳未満の祖父母等で、同一住所に住んでいる方をいいます。

## 2 対象児童および利用の要件

◎諏訪市内の小学校及び諏訪養護学校小学部の児童で、保護者が下表の事由により昼間家庭にいない児童。

◎その他、教育委員会が特に必要があると認めた児童。

利用事由	申込みできる条件	利用期間	
就 労	保護者が1日あたり概ね5時間以上の就労を常態としており、なおかつ児童の帰宅時に留守家庭である場合	就労している期間	
就労以外の要件	傷病等	保護者が傷病等により入院・自宅療養を必要とする場合	要相談（希望通りの入所とならない場合があります）
	就学等	保護者が大学・専門学校等に通っている、または就労等のため職業訓練を受けている場合	就学している期間
	出 産	保護者の出産に伴う入院、通院のさいに、昼間児童をみることが困難な場合	出産予定日の1ヶ月前～出産後2ヶ月後まで
	その他	保護者がその他の事由により、昼間児童をみることが困難な場合（利用事由を証明できる書類が必要となります）	要相談（希望通りの入所とならない場合があります）

## 3 児童クラブの休日

◎日曜日、国民の祝日、お盆（8月13日～16日）、年末年始（12月29日～1月3日）

◎入学式、卒業式の日

◎年度初めの最初の平日、年度末の最後の平日及びその両日の間の土曜日・・・新年度準備のため

◎学校において、集団下校、引き渡し訓練のある日

◎その他、教育委員会が必要と認めた場合

◎土曜クラブ・養護クラブの休日・・・城南小学校の行事日、新作花火大会の日 等  
（養護クラブの土曜日の利用については別途個別に相談させていただきます）

## 4 児童クラブの開設日および開設時間

開設日	開設時間	場所	備考
登 校 日	下 校 後～午後6時30分	各小学校 クラブ室	
学校休業日	午前8時～午後6時30分	各小学校 クラブ室	夏休み・冬休み・春休み等の長期休業や、学校の振替休日・計画休業日
土 曜 日	午前8時～午後6時30分	城南小学校 クラブ室	入所申込書で土曜日利用を申請し、かつ事業主による土曜日就労の勤務実態の証明がある方で、市から利用を認められた場合

## 5 児童クラブ開設場所

施設名	クラブ直通電話番号	所在地
上諏訪小学校児童クラブ	080-6931-3472	諏訪 2 丁目 13 番 1 号（上諏訪小学校内）
城南小学校第 1 児童クラブ	080-5145-4377	高島 1 丁目 29 番 1 号（城南小学校内）
城南小学校第 2 児童クラブ （土曜クラブ）	080-5145-4381	
城南小学校第 3 児童クラブ	080-6997-0856	
四賀小学校児童クラブ	080-6931-3474	大字四賀 4294 番地（四賀小学校内）
豊田小学校児童クラブ	080-6930-5310	大字豊田 2399 番地（豊田小学校内）
中洲小学校第 1 児童クラブ	080-6998-2778	大字中洲 2372番地の1（中洲小学校敷地内）
中洲小学校第 2 児童クラブ	080-5144-3447	
中洲小学校第 3 児童クラブ	090-4462-9159	
湖南小学校児童クラブ	080-6931-3475	大字湖南 4567 番地（湖南小学校内）
諏訪養護学校小学部児童クラブ	080-6931-3476	高島 1 丁目 29 番 1 号（城南小学校内）

◎児童クラブは、学校の空き教室等で開設していますが、**学校とは別の組織運営**となっており、**学校の先生方による対応はしていません**。

◎児童クラブへの連絡等は、学校ではなく児童クラブへお願いします。

通話可能時間 登校日：14：00頃～18：30頃 学校休業日：8：00～18：30 頃  
（指導員の在室時間は、児童の利用状況により変わります）

## 6 利用区分および利用料（保護者負担金）

利用区分	世帯の種類	月額利用料 （利用が無くても 支払い必要）	日額利用料 （休業日および 土曜クラブ）	利用料の計算
①通常利用 （登校日と学校休業 日に利用できます）	一般の世帯	3,000 円	400 円	3,000 円＋ （400 円×休業日利用日数）
	生活保護世帯、ひとり親世帯、市町村民税非課税世帯	2,200 円	200 円	2,200 円＋ （200 円×休業日利用日数）
②学校休業日のみ （登校日の利用はで きません）	一般の世帯	—	600 円	600 円×休業日利用日数
	生活保護世帯、ひとり親世帯、市町村民税非課税世帯	—	300 円	300 円×休業日利用日数
生活保護世帯、ひとり親世帯、市町村民税非課税世帯の減免について	○ひとり親世帯の方は、ひとり親である証明書類を提示してください。 ○生活保護世帯、市町村民税非課税世帯の方は、係にて世帯の状況を調査させていただきます。なお、市町村民税非課税世帯の方で、令和4年1月2日以降に諏訪市に転入してきた方は、係にご相談ください。			

◎利用料は、利用月の**翌月28日に、八十二銀行の指定口座より引き落とし**となります（例：4月分利用料→5月28日引き落とし）。28日が土日祝日の場合、引き落としは翌営業日となります。

◎口座から引き落とせなかった場合、市から送付する納付書により現金にてお支払いください。

◎児童クラブをきょうだいで利用する場合、**個別に引き落とし**となります。

◎利用料の未納がある場合は、児童クラブの利用はできません。

## 7 保険料および傷害保険について（保険料 年額800円）

保険の種類	スポーツ安全保険
保険期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
対象範囲	児童クラブ活動中、学校から児童クラブへの移動中、児童クラブから自宅までの往復中
傷害保険	死亡3,000万円、後遺障害4,500万円（最高額）、入院（1日目から保証）日額4,000円、通院（1日目から保証 限度30日）日額1,500円
賠償責任保険	加入児童が他人にけがをさせたり、物を壊したりすることによって法律上の損害賠償責任を求められた場合に補償 対人対物賠償合算1事故5億円 ただし対人賠償は1人1億円
共済見舞金	突然死（急性心不全、脳内出血など）180万円（葬祭費の範囲内）

◎児童クラブの入所に当たりスポーツ安全保険に加入していただきます。未加入でのクラブの利用はできません。係よりご連絡する指定の日までに、所定の保険料を教育総務課青少年係に持参してください。

◎年度途中に加入した場合、別途振込手数料の一部 **140円** をいただきます。

（例）年度途中に1人加入 800円+140円=940円

// 2人同時に加入 800円×2人+140円=1,740円

◎保険料は年払いのため、年度途中の加入や年度途中で退所の場合も、割引き、返金はできません。

◎福祉医療費給付金制度を使用して医療機関を受診しても、保険金は給付されます。

## 8 児童クラブ指導員について

◎各児童クラブには、放課後児童支援員（指導員）が複数名ずつ配置されています。

◎放課後児童クラブの役割は、保護者が労働等により、昼間家庭にいない児童に対し、放課後適切な遊び及び生活の場を与え、児童が安心安全に過ごせるようにすることです。

◎指導員は、児童がみんな楽しく過ごせるよう、またクラブの安全を第一に考えて運営を行います。

## 9 児童クラブのルールについて

◎学校登校日、休業日に関わらず、クラブ室を退室した場合、再度入室することはできません。塾や通院などによる児童クラブの中抜けはできません。（ただし、プール・補習等の学校行事は可能）

◎学校登校日に、登校していない場合は、児童クラブの利用はできません。

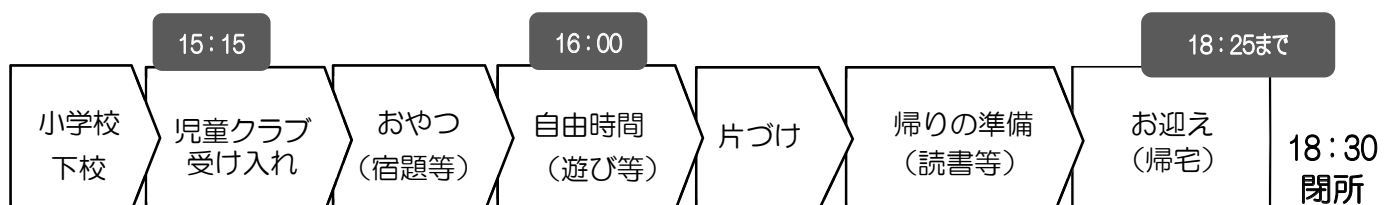
◎持ち物については、各クラブ指導員より指示がありますので、ご相談ください。

◎学校の教室に忘れ物をして、児童クラブからは取りに行きません。児童クラブ退出後に、保護者と一っしょに取りに行きます。

◎宿題の時間がありますが、児童クラブで教えることはせず、児童の自主性、主体性に任せています。

◎ネックウォーマー、紐、リボン、髪留め等の身支度について、また、持ち物について、指導員が危険と判断した場合は、はずしたりしまったりするように指導することがあります。

## 10 学校登校日のクラブの生活スケジュール



## 11 欠席連絡について

- ◎児童クラブを欠席するときは、児童クラブ携帯電話に直接連絡してください（学校で受け付けることはできません）。指導員不在時は留守番電話となっています。ショートメールでの連絡も可能です。
- ◎ただし、新1年生は、方面別下校指導があるため、児童クラブの出欠について、児童クラブ、学校双方への共有をお願いします。
- ◎欠席の連絡がなく、児童がクラブに来ないときは、欠席とみなし保護者への確認はしません。
- ◎クラブ入室までは、保護者の責任となります。必ずお子さんとクラブの出欠について確認をするようにしてください。

## 12 児童のお迎え、帰宅について

- ◎午後6時25分までのお迎えを厳守してください。午後6時30分を超えてのお迎えがあった場合は、利用をお断りします。
  - ◇児童クラブは午後6時30分に完全閉所します。
  - ◇お迎えのときに、児童について指導員より保護者の方にお話しする時間もいただきたいので、6時25分までのお迎えをお願いします。
- ◎児童が帰宅するとき、低学年生は原則保護者または上のきょうだいがお迎えに来てください。保護者の方は、お仕事が終了次第、すみやかなお迎えをお願いいたします。
- ◎お迎えのときは必ず指導員へ声をかけ、保護者はクラブ室外で待つようにしてください。
- ◎保護者以外の方がお迎えに来られる場合には、事故防止のため、お迎えに来る方のお名前や関係等を、連絡帳・電話等で事前にクラブへご連絡ください。
- ◎高学年生は、可能な児童についてはお迎えなし徒歩帰宅をお願いしています。
  - ◇徒歩での帰宅の場合、夏期は午後5時まで、冬期は午後4時30分までに退室となります。
  - ◇通学路を帰宅し、防犯ブザーを携帯するなど、ご家庭でクラブの行き帰りの安全対策についてご確認ください。
  - ◇低学年で、お迎えなしで帰宅したい場合は、指導員にご相談ください。
- ◎きょうだいは、原則同時に退室とします。きょうだいの片方のみお迎えに来ることはできません。
- ◎指導員が児童を自宅まで送ることはできません。
- ◎車でお迎えの場合、駐車場については指導員の指示に従ってください。
- ◎台風や大雨等、天候により、早期の保護者のお迎えをお願いする場合があります。
- ◎休業日利用の児童が、児童クラブを利用するときは、学校下校時間に合わせて、おおむね午後4時頃までの退室（お迎えなし徒歩帰宅）となります。

## 13 感染症、投薬等について

- ◎指導員による児童への薬の投薬などの医療行為は行いません。エビペン使用は、対応できていないのが現状です。
- ◎新型コロナウイルス感染症等の感染症については、学校基準に準じて対応します。
- ◎発熱、おう吐など、児童の体調が悪い時は、クラブの利用を控えてください。また、インフルエンザ、ノロウイルス等の感染症は、他児童への感染防止のため、児童クラブは利用できません。発症後5日を経過し、かつ解熱後24時間が経過し呼吸器症状が改善傾向となるまでクラブは利用できません。
- ◎集団感染等により学年・学級閉鎖となった場合、所属する児童はクラブを利用できません。
- ◎新型コロナをはじめとする感染症対策のため、手指消毒およびマスク着用にご協力ください。

## 14 急病および事故の対応について

- ◎児童クラブ利用中に負ったけが等については、指導員が応急的に簡易な手当てを行います。
- ◎けがの状態に応じて、指導員の判断のもと保護者への連絡や、救急車の要請を行います。
- ◎熱や病気を発症した場合や、指導員がいつもと様子が違うと判断した場合は、保護者に連絡しますので、速やかなお迎えをお願いします。

## 15 申込内容の変更および年度途中の退所について

- ◎入所申込時の申請内容の変更がある場合は、教育総務課青少年係でお手続きください。
- ◎手続きが無い場合は、変更前の利用料をいただくことになります。

届出事由	手続き書類等	手続き締め切り
<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用区分（通常⇄休業日のみ）の変更希望があるとき</li> <li>・勤務形態、就労時間の変更があるとき</li> <li>・住所や連絡先の変更があるとき（引越しなど）</li> <li>・再婚したとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変更届</li> </ul>	変更希望月の前月10日まで
<ul style="list-style-type: none"> <li>・土曜クラブを新たに利用したいとき</li> <li>・就労先の変更や、転職したとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変更届</li> <li>・新就労証明書</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・離婚して一人親になったとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変更届</li> <li>・ひとり親を証明するもの</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・年度途中の退所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・退所届</li> </ul>	退所希望月の前月末日まで
<ul style="list-style-type: none"> <li>・退職した時</li> <li>・次の就労まで一時的に無職になった時</li> </ul>	退職が決まった時点で係までお問い合わせください	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・出産のために産休・育休に入るとき</li> </ul>	産休に入る日が決まった時点で係までお問い合わせください （入院、通院のために児童クラブの利用を継続する場合は、利用事由の変更となります）	

## 16 入所の取り消しについて

次のいずれかに該当する場合、児童クラブ入所はできません。または、入所承諾を取り消します。

- ①世帯状況等の変化により、児童クラブ入所要件を満たさなくなった場合（保護者の退職等）
- ②就労状況証明書または放課後児童クラブ入所申込書等の内容に、虚偽があった場合
- ③保護者が、閉所時間（午後6時30分）までのお迎えができない場合
- ④以下のような、就労の実態に沿わない不正な利用があった場合
  - ・勤務の無い日や保護者が休暇をとっているのに児童クラブを利用する
  - ・就労が終わり、保護者が帰宅しているのにお迎えに来ない
  - ・保護者の買い物や、遊行的のために児童クラブを利用する
- ⑤児童クラブの利用料を滞納している場合（既に退所したきょうだいを含む）
- ⑥児童が、集団生活が困難な場合（行動の自立、自主的な排せつ管理、周囲との意思疎通等）
- ⑦指導員および他児への暴力行為や、著しい暴言、施設の備品等への破壊行為があった場合
- ⑧児童クラブ利用中に、医療行為を必要とする場合
- ⑨児童クラブの管理運営上、支障があると認められた場合

## 17 自然災害等の緊急時の対応について

- ◎災害発生時の児童クラブの対応については、メッセージ配信機能アプリ（LEBER リーバー）によるメッセージ配信でお知らせします。また、予め保護者の方に電話等でご相談する場合があります。
- ◎台風・地震・豪雪等の自然災害が発生した場合、児童クラブの開設は原則下表のとおりとしますが、「児童の安全確保」「指導員の確保」などの観点から総合的に判断します。学校登校日における児童クラブの開閉所については、学校と連絡を取りながら判断します。
- ◎災害発生の場合、児童 1 人での徒歩下校はできません。必ず保護者がお迎えに来てください。  
 ◇緊急時に備えて、どなたがお迎えをするのかを、ご家庭であらかじめ決めておいてください。  
 ◇災害時には交通網の混乱・電話の不通等が予想されます。お迎えのため早急な対応をお願いします。

災害等の規模	学校の対応	児童クラブの対応
大雨・大雪・台風など、 <b>事前に</b> 災害が起る可能性があるとして想定できる場合  または <b>突発的な</b> 大雨・大雪等の場合	朝から休校	開設しない
	繰り上げ下校 (一斉下校・集団下校) 保護者引き渡し等の場合	開設しない
	繰り上げ下校 (一斉下校) 給食がある場合	<u>通常</u> の開設時間から開設する ※通常開設時間までは、学校預りとする
大規模災害（震度 5 以上の地震・東海地震の注意情報発令等）の場合		開設しない

## 18 児童クラブ利用中に問題が発生した場合

- ◎児童クラブは集団生活となります。他児童との関わり合いを総合的に考慮いただき、安全なクラブ運営に向けて保護者のご協力をお願いします。
- ◎児童によっては、児童クラブでの集団生活が負担となる場合があります。集団生活のきまりが守れないことによるトラブルや、クラブが安全に運営できない状況時、また、他の児童や指導員に危険な行為があったとき  
 ◇保護者に連絡のうえお迎えにきていただきます。  
 ◇その後のクラブのご利用方法（利用日数・利用時間）について相談させていただきます。
- ◎児童クラブの責任は、クラブ室入室後からクラブ室退室までとなります。児童がクラブ室から飛び出してしまった場合や無断帰宅してしまった場合も含め、児童クラブ室外は保護者の責任となります。万が一事故等が生じても児童クラブ設置者及び指導員は責任を負いかねますのでご承知ください。
- ◎指導員の判断で、必要に応じて小学校等の関係機関と、情報交換や情報共有を行います。
- ◎緊急時や急病、ケガの場合、入所申込書に記載されている緊急連絡先に電話連絡します。電話がつかない等やむを得ない場合は勤務先に電話させていただきます。



## 19 成長、発達に心配のある児童の方へ（放課後デイサービスの利用等）

児童クラブは、集団生活が基本となり、異学年の児童30～40人が同じ教室で過ごし、1クラスに2～4人程度の指導員が配置されます。学校や保育園と異なり、指導員の加配や児童の特性に合わせた個別の対応が十分にはできないのが実情です。このため、児童によっては、児童クラブでの集団生活が負担となる場合があります。

児童が、平日に児童クラブで過ごす時間は2、3時間ですが、夏休みなどの長期休みは、終日、場合によっては10時間近く児童クラブで過ごすこととなります。このため、児童クラブでの生活が、平日よりさらに負担になる児童もいます。そのような様子が見受けられる児童については、児童クラブの利用について、個別にご相談をさせていただきます。

身体、発達、精神などの障害や、学習障害等がある児童の方は、療育手帳等の有無にかかわらず放課後デイサービスが利用できます。児童クラブで過ごすことが難しい児童は、放課後デイサービスの利用もご検討ください。

放課後デイサービスと児童クラブを併用することも可能です。放課後デイサービスの利用についてご相談は、福祉課で受け付けています。

	放課後児童クラブ	放課後デイサービス
開設の目的	保護者の就労支援	障がいのある児童の、生活能力の向上、社会との交流の促進のための発達支援。 保護者の就労が無くても利用可能。
過ごし方	集団生活 自由遊び（宿題、本読み）	子どもの特性や必要な配慮を踏まえ、一人一人の状態に則した個別支援計画に沿った療養プログラム等が提供される。
環境	1クラス児童30～40人程度 指導員2～4人程度	指導員の他、児童発達支援管理責任者、機能訓練担当職員、必要に応じて医療関係者が配置される。
利用料金	6「利用区分および利用料（保護者負担金）」の通り	世帯所得により上限月額があり、利用料の9割を自治体が負担。 サービスを受けられる日数は、障害の程度により決定される。

## 20 学校休業日・土曜日クラブの利用について

◎学校休業日（計画休業・振替休業・長期休業 等）の利用について

◇利用区分が、通常利用の方、学校休業日のみの方、どちらも利用できます。

◇利用料は利用日数に応じて日額を頂きます。通常利用の方は、月額利用料に日額利用料が加算されます。

◎土曜クラブの利用について

◇土曜クラブは、「児童クラブ入所申込書」にて利用区分に土曜日を申し込み、かつ「就労状況証明書」において、事業主による土曜日就労の勤務実態の証明があった場合に利用できます。

◇利用区分が、通常利用の方、学校休業日のみの方、どちらも利用できます。

◇利用料は利用日数に応じて日額を頂きます。通常利用の方は、月額利用料に日額利用料が加算されます。

◇諏訪市内6小学校児童について、城南小学校第2児童クラブ室一ヶ所で開設します。

◇養護クラブは、登校日と同じクラブ室で開設します。

## 21 学校休業日・土曜日クラブの利用申し込みについて

◎学校休業日及び土曜日のクラブ利用は、予め児童の出席を把握するため利用日につき**事前の申し込み制**となっています。利用日・利用区分に応じて、下表のとおり利用申し込みを行ってください。

◎長期休業（夏休み、冬休み、春休み）については、市役所から利用の案内（申込書）を事前に郵送します。

◎振替休日・計画休業日は、学校の年間計画等にて、ご自身で確認してください。

◎申込希望者が多い場合、低学年を優先とした受け入れとさせていただきます場合があります。

◎お申し込みの無い児童が児童クラブに来た場合は、児童の安全確保のためにいったん受け入れをしますが、利用申し込み状況を確認の上、保護者の方に連絡しますので、すみやかなお迎えをお願いします。

◎利用時間（お迎え時間）にかかわらず、利用料がかかります。

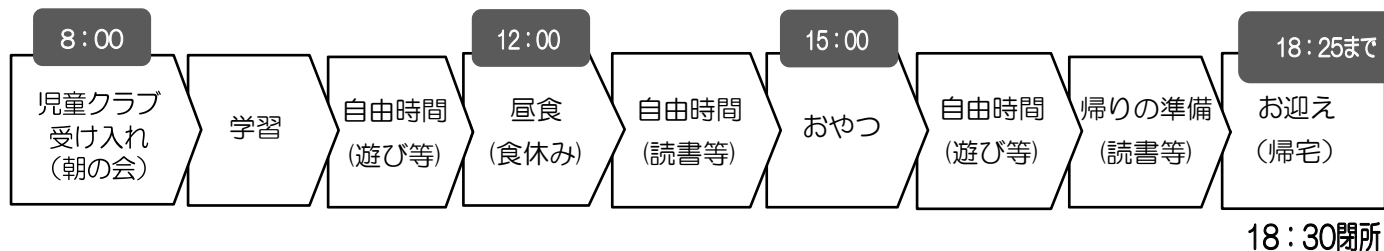
利用日	利用区分	利用案内	申込方法	提出締め切り
振替休日・ 計画休業日	通常利用	○学校の年間計画等で利用日を確認してください。 ○利用申込書は入所関係書類とともにあらかじめ送付します。	各クラブへお問い合わせください	各クラブの指示による
	学校休業日のみ		「休業日利用申込書」を青少年係へ提出	前月15日まで
長期休業 (夏休み 冬休み 春休み)	通常利用	○利用について、利用案内・利用申込書とともに、市より郵送します。	「利用希望申込書」を各クラブへ提出 または電子申請	通知に記載の締切期日まで
	学校休業日のみ		「利用希望申込書」を青少年係へ提出 または電子申請	
土曜日	土曜クラブの利用を認められた方	○利用申込書は入所関係書類とともにあらかじめ送付します。 ○開設できない場合は、別途お知らせします。	「土曜クラブ利用申込書」を青少年係へ提出	前月15日まで

## 22 学校休業日・土曜クラブの生活スケジュール

◎児童クラブへの入室は**午前 8 時**からです。入室時間前に来た場合は、クラブ室外で待機となります。

◎保護者の就労状況に合わせて受け入れとなります（午後から勤務の場合は午後から受け入れ等）。

◎午前中のおやつはありません。必ず朝食を食べてから児童クラブに来てください。



## 23 学校休業日・土曜クラブの持ち物について

◎お弁当（昼食）

◇冷蔵庫は利用できません。夏期は傷みを防ぐため、お弁当に保冷剤を入れるなど、ご家庭で対策をお願いします。

◎水筒（水、お茶、麦茶等の飲料）

◇ペットボトルは禁止です。

◇金属製の水筒に、スポーツドリンク、炭酸・乳酸菌・果汁飲料は入れないようにお願いします。

◇感染症対策のため、クラブで麦茶等の継ぎ足しはしません。夏は多めに持たせてください。

◎学習道具（宿題、プリント、漢字練習帳、ドリル帳 等）

◎読書本

◎遊び道具1つ

◇ぬり絵、工作グッズ、折り紙、人形等児童が自分で管理できるもの。

◇ゲーム機、カードゲーム等の、壊れたり、紛失したりするおそれのあるものは禁止です。

◇詳しくは指導員の指示に従ってください。

◎外遊び用の帽子

◎健康観察表（係より送付します）

◎ハンカチ、ティッシュペーパー、予備のマスク等

◎おやつ（午後1回分）

◇おやつは、当日1回分のみを持たせてください。過度な量にならないよう節度ある対応をお願いします。

◇冷蔵庫の利用はできません、また、児童クラブでの保管はしません。

◇アレルギーのある児童もいるため、**児童同士のおやつの交換は禁止**とします。

指導員も配慮していきますが、児童自身で注意できるよう、ご家庭で指導をお願いします。

おやつの量 見本



- 全て **個包装** のもの
- スプーン、フォークを必要としないもの
- 棒などがついていないもの
- 長時間常温においても傷まないもの
- 入れ物は児童が自分で開閉できるもの  
(タッパー、ジップロックなど)
- ガム、飴は禁止です  
(熱中症対策の塩飴等は児童クラブで用意します)
- おやつで出たゴミは持ち帰ります

# 児童クラブ入所申し込み手続き

## 1 提出書類の準備

- 諏訪市放課後児童クラブ入所申込書・・・児童 1 人につき 1 部
- 入所の要件を証明する、下表のいずれかの書類
- 利用料の減免を希望されるひとり親世帯の方は、手続き時にひとり親を証明するものをご提示ください。提示が無い場合、利用申し込みはできますが、利用料の減免は認められません。
- 申込みに伴う提出書類は、児童クラブ運営上必要な範囲でのみ利用します。なお、必要に応じて追加書類の提出をお願いする場合があります。

利用事由	必要書類	利用期間	
就労	<b>就労証明書</b> （自営業・農業含む） <ul style="list-style-type: none"> <li>・土曜クラブ利用希望者は、土曜勤務の分かるシフト表などの写し、その他必要に応じて就労形態の分かる書類を求める場合があります。</li> <li>・児童と同居する66歳未満の保護者1 保護者につき各1 部（きょうだいで申し込む場合も1 保護者各1 部）</li> </ul>	就労している期間	
就 労 外 要 件	傷病等	医師の診断書（写しでも可）	利用を必要とする期間
	就学等	在学証明書 及び 授業のカリキュラムが分かるもの	就学している期間
	出産	母子手帳の写し（保護者の氏名と出産予定日の記載箇所）	出産予定日の1ヶ月前 ～出産後2ヶ月後まで
	その他	利用事由を証明できる書類等	要相談

## 2 申し込みの受付

- 申し込み場所：教育総務課青少年係（諏訪市役所 4 階）午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
- 申し込み期限
  - ・年度当初からの利用……この「入所案内」の表紙の通り
  - ・年度途中での申し込み………**入所希望月の前月 10 日まで**

（例）6 月 1 日から利用希望 → 5 月 10 日までに書類を提出  
夏休みからの利用を希望される方は6月10日までに申し込み

## 3 申請書類の審査及び入所希望者台帳への登録

- 申込書の記載事項、世帯の状況、提出された証明書等を確認し、利用要件に該当するかを審査します。

## 4 承諾の判定

- 児童クラブへの入所は、保護者の就労状況等に加え、**児童の学年を考慮し「入所取扱基準」により低学年生を優先に**、総合的に入所承諾の判定を行います。
- 申し込み状況、指導員体制の整備の観点から、やむを得ず児童クラブへの入所をお待ちいただく場合があります。

# 入所承諾から入所まで

## 5 入所関係書類の送付

入所が承諾されると、以下の入所関係書類、その他を送付しますので所定の手続きを行ってください。

送付書類	新規入所者 (新1年生等)	継続利用者 (2年生以上等)
①児童クラブ入所承諾書	○	○
②八十二銀行預金口座振替依頼書	○	
③メッセージ配信機能アプリ（リーバー）登録方法	○	
④「休業日のみ利用」「土曜クラブ」利用者向け利用案内等（該当者のみ）	○	○

## 6 各クラブで入所説明会・面談

□児童クラブの生活について、各クラブにて入所説明会を開催します。

□年度途中に加入の場合は入所説明会に代えて、入所前に各児童クラブにて、保護者・入所児童・クラブ指導員の3者で面談をします。詳しい日時は別途相談させていただきます。

## 7 メッセージ配信機能アプリ（LEBER リーバー）への登録

新2年生以上の保護者の方へ：R5年度から新システムとなります。R4年度まで利用していた情報配信システムからの移行については現在調整中です。詳細は別途通知します。

□児童クラブ開設に関する連絡他、災害等の緊急時の連絡のために、別紙「**児童クラブ リーバーの登録方法**」に従い、**メッセージ配信機能アプリの登録**をお願いします。

- ・学校と児童クラブは、管理組織が異なるため、学校とは別に児童クラブへの追加登録が必要です。
- ・きょうだいで児童クラブを利用する場合は、それぞれのアカウントで児童クラブへのご登録をお願いいたします。

□メッセージ配信機能アプリを利用しないことによる不利益については、保護者の方の自己責任とさせていただきます。なお、携帯電話を持っていない等、アプリを利用することができない方は、係にご相談ください。

## 8 八十二銀行預金口座振替依頼書の提出・保険料の支払い

□児童クラブの利用料金は、八十二銀行からの自動引き落としで徴収しますので、指定の期日までに、「預金口座振替依頼書」を係にご提出ください。

□年度途中新規加入の方は、指定の期日までに保険料を係にお支払いください。

## 9 新一年生の入所について

□入学式翌日からクラブ利用開始となります。

□通常利用の新一年生は、児童の安全のため、4月についてのみ、利用申し込み報告書により、あらかじめ出欠を報告していただきます。また、方面別下校訓練があるため、児童クラブの利用の有無について学校担任にも共有してください。

□持ち物には記名をお願いします。

□心配な方は、着換え一式をクラブに預けることができます。

□給食が始まるまでは、お弁当持参となります。

□新一年生の土曜クラブ利用については、児童への負担を考慮し、4月下旬頃から、半日程度からの受け入れをお願いしています。お申し込みの時点で確認し、個別にご相談させていただきます。

# 【入所申込書記入例】

在籍保育・幼稚園  
(新1年生のみ記入)

〇〇保育・幼稚園

## 諏訪市放課後児童クラブ入所申込書

(宛先)  
諏訪市教育委員会

提出日 令和5年 〇月 〇〇日

(保護者) 住 所 〒392-0099 諏訪市〇〇〇123-45

氏 名 <sup>すわ たろう</sup> 諏訪 太郎

電話番号 自宅: 0266-00-0000

携帯: 090-0000-0000

緊急時連絡先は、必ず2名の方をご記入下さい。

緊急時連絡先①

氏 名 <sup>すわ はなこ</sup> 諏訪 花子

児童との続柄 母

電話番号 000-1111-1111

緊急時連絡先②

氏 名 <sup>ながの まつこ</sup> 長野 松子

児童との続柄 叔母(母の妹)

電話番号 000-2222-2222

新1年生は入学式翌日から受入となります。

家族の就労等の事由により、下記の児童の諏訪市放課後児童クラブに入所する場合には、教育委員会が世帯状況及び課税状況を調査する。

最長で年度末の3月31日となります。

児童の状況	氏 名	<sup>すわ かりん</sup> 諏訪 花梨	※利用開始希望日の学年を記入してください。	
	性別	男 ・ <input checked="" type="radio"/> 女	学校・学年 〇〇小学校 〇年	
	利用希望期間	令和5年 〇月 〇〇日 ~ 令和6年 〇月 〇〇日	生年月日 平成〇〇年 〇月 〇〇日	
	利用区分 (希望するものに○をしてください。)	区 分		登校日
		<input type="radio"/> 通常利用 (学校登校日+学校休業日)		下校時 ~ 17時 30分
		<input type="radio"/> 学校休業日のみ (長期休業日、振替休日等)		休業日
特記事項	児童について 配慮の必要性、アレルギー、持病等 ありますか。 なし ・ <input checked="" type="radio"/> あり			

土曜日の利用を希望する場合 (事業主の勤務証明が必要です。)

就労後、児童クラブへお迎えに行ける時間をお書き下さい。

「なし」と答えた方も、気になる点などは裏面にお書きください。

※上記児童以外の世帯全員についてお書きください。

同居世帯の状況	氏 名	続柄	年齢	事 由	備 考 (職場名・学校・保育園名等)	帰宅時間
	諏訪 太郎	父	36	就労	株式会社〇〇工業	20:00
	諏訪 花子	母	33	就労	〇〇〇商事	17:00
	諏訪 小姫	妹	3		〇〇保育園 (年少)	17:30
	高島 あやめ	祖母	65	就労	〇〇スーパー	18:00

利用事由を記入し、備考欄に会社名・在籍学校・保育園等をお書きください。

以下に該当する場合は、番号に○をし、必要に応じて書類の提示をお願いします。

1	ひとり親世帯	戸籍謄本、児童扶養手当受給者証、諏訪市福祉事務所長による証明書、福祉医療受給者証のいずれか1つを提示
2	生活保護世帯	係で、世帯の状況を調査した上で減免を決定します。なお、市町村税非課税世帯で転入者の方は、係にご相談ください。
3	市町村民税非課税世帯	

児童クラブ利用状況 (履歴)	本人	無 / <input checked="" type="radio"/> (○年生時に通常利用)
	兄妹関係	無 / <input checked="" type="radio"/> (兄: ○○、○年生時に通常利用)

申込み者本人と、きょうだい関係のこれまでの児童クラブ利用状況をお書き下さい。(最近のもの)

特記事項記載欄

生活の中で配慮すべきこと

(例)

- ・新しい環境に慣れるまで時間がかかりますが、声掛けをすれば動くことができます。
- ・言葉が上手く出ず、泣いたり大声を出すことがあります。家では、どう感じているのか自分の気持ちを言葉で伝えることができるように、話をしています。
- ・工作等に夢中になると時間を気にしなくなります。先に「○○は何時まで」などの約束事にすると守ります。

家庭の中で具体的に対応していることについてもお書きください。

持病等について (薬を服薬している場合は、その種類もお書きください。)

(例)

- ・喘息…季節の変わり目などに酷くなる場合があります。
- ・広汎性発達障害…こだわりが強く、生活のリズムに慣れるまでは自分の思い通りにいかないと手が出る場合があります。  
(コンサータを服用。朝に家で飲ませているので、常備はしていません。)

対応の仕方、薬の服薬状況などもお書きください。ただし、クラブでは投薬等の医療行為は原則行いません。

アレルギー等について

(例)

- ・花粉症…酷くなる時期には目薬を持たせています。自分で使用できます。
- ・食物アレルギー…くるみ、そば、卵

かゆみなどの症状が出た場合には、すぐに指導員に伝えることができるようにしておいてください。

主に学校や家庭での様子についてお書きください。

その他

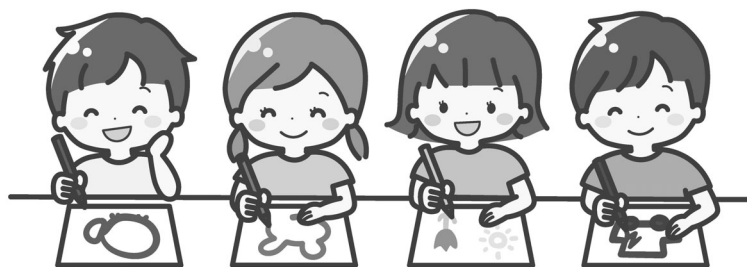
(例)

- ・学校では、特別支援学級に通っています。
- ・放課後デイサービスを併用する予定です (放デイ 毎週火・木曜日)
- ・友達といて感情が高まると、手が出てしまうことがあります。自分が悪かったと理解できれば謝ることができます。

保険料確認欄	( / )
--------	-------

## 手続き一覧表

届出事由等		手続き締め切り 等	手続き場所等	ページ
入 所 申 込	年度当初から加入	表紙に記載の通り	市役所教育総務課青少年係  ※所定の審査がありますので 早めにご相談ください	10 ・ 11
	年度途中から 新規加入	利用開始希望月の 前月10日		
	夏休み初日からの 新規加入	6月9日(金)まで		
変更届 (利用形態、勤務状況、住 所の変更、土曜追加 等)		変更希望月の 前月10日まで	市役所教育総務課青少年係	5
退所届		退所希望月の 前月末日まで	市役所教育総務課青少年係	5
学校休業日利用申し込み		前月15日まで	通常利用：各クラブ指導員 休業日のみ利用：青少年係	8
土曜クラブ利用申し込み			市役所教育総務課青少年係	8
長期休業利用申し込み (夏休み・冬休み・春休み)		係より別途通知	通常利用：各クラブ指導員 休業日のみ利用：青少年係 または電子申請を利用	8
利用料のお支払い		毎月28日 (土日祝日の場合は翌営業日)	八十二銀行指定口座より引き 落とし	2



### ＜お問い合わせ先＞

諏訪市教育委員会事務局 教育総務課 青少年係 (諏訪市役所 4階)  
 〒392-8511 諏訪市高島1丁目22番30号  
 TEL: 0266-52-4141 (内線 465・466)  
 FAX: 0266-53-8299